

書類作成についての Q&A

Q 捨印の押印は必要ですか。

A 強制ではありません。訂正があった際にスムーズに対応できるように捨印欄を設けています。

Q 個人事業者ですが、本人確認書類とは具体的に何ですか。

A 以下の公的身分証等の写しをご提出ください。

1点でOKなもの：運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、住民基本台帳カード

2点必要なもの：健康保険証（後期高齢者保険証）、パスポート、住民票

なお、年金手帳は証明書になりません。

Q 未登記の物件は申請できますか。

A 申請可能です。物件の所有権が確認できる書類をご提出ください（固定資産税の課税明細書等）。

Q 消費税込みで減額契約を結んでいます。減額率を計算する際、小数点以下はどう処理したら良いですか。

A 消費税抜きに割り戻した賃料で計算した上、小数点以下は切り捨ててください。なお、小数点以下を切り捨てた結果、減額率が20%未満となった場合には補助金の交付ができませんのでご注意ください。

Q 入金記録に賃料以外も含まれた金額が記載されている場合はどうすれば良いですか。

A 余白にその内訳を記入するか、別添として内訳が分かる資料を添付してください。

Q インターネットバンキングのため通帳がありません。何を提出したら良いですか。

A Web上で記録が確認できる金融機関の画面の写し等、客観的に入金を確認できるものをご提出ください。自社で入金管理しているエクセル表等では代用できません。

Q 契約時の印鑑をなくしました。どうすれば良いですか。

A 同一名義の別の印鑑をご使用ください。ただし、申請書類すべての押印に同じ印鑑をご使用ください。

Q 賃料を 100%減額した場合、合意確認書の減額賃料振込日は何を記載したら良いですか。

A 100%減額をすることが決まった日（契約等の締結日）を記入してください。

Q 減額前の賃料証明には必ず原契約の写しが必要ですか。

A 減額時の覚書等に減額前の賃料が記載されているのであれば、減額時の覚書等のみの提出で問題ありません。

Q 口頭で減額を伝え、書面は作成していませんが、減額後の賃料証明として覚書等を交わす必要がありますか。

A 覚書等を交わしていない場合、「物件所在地」「減額期間」「減額後の賃料」「(両者の) 契約者名」が確認できる書類（参考様式 2 など）をご用意ください。

Q 通帳（補助金の振込先確認用）は表紙のみでよいですか。

A 誤振込を防止するため、表紙を開いた 1、2 ページ目のカタカナの名義を確認しています。お手数ですが、表紙を開いた 1、2 ページ目の写しをご提出ください。なお、交付申請書の振込口座欄にはそこに記載されているカタカナの名義をご記入ください。

Q 複数名が賃貸人となっている物件（契約書が連名、所有権按分等）の申請について、補助金の上限はどうなりますか。また、誰が申請できますか。

A 複数名が賃貸人の場合でも 1 店舗の上限は 20 万円ですので、その範囲内であれば、物件の按分比率に応じて別々に申請いただくことが可能です。ただし、書類作成・準備が複雑になることから、どなたか 1 名を代表として申請いただくことを推奨いたします。なお、代表者が一括で申請する際には、他の方からの委任状（全員分が必要）を合わせて提出してください。